障害者権利条約委員会、他の条約体と普遍的定期審査

ヴィクトリア・リー、国際障害同盟（IDA)
邦訳山本眞理

条約とはなにか？

条約は国家間で交渉され同意された文書

条約は国際法の法源の主要なものの一つ

条約はその締約国となった国に対して唯一の義務を課すものである
国家が人権条約の締約国といったんなったら、条約を履行し従うことは選択の余地のないことであり、それらは国際法上義務としてかせられるものである

国際人権の中核となる機構、監視のための条約体も含めて

10の中核的国際人権条約帯がある。それぞれの条約は締約国により条約の条項が履行されているかどうかの監視のために専門家による委員会を組織してきた.

- 自由権規約 (ICCPR)
- 社会権規約 (CESCR)
- 性差別撤廃条約 (CEDAW)
- 拷問等禁止条約 (CAT)
- 子どもの権利条約 (CRC)
- 人種差別撤廃条約 (CERD)
- 拷問等禁止条約選択議定書
- 障害者権利条約 (CRPD)
- 全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約(CMW)
- 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (CED)

人権条約は人権に関する条約、国連人権条約体とは？

人権条約の履行を監督する委員会
委員会は条約を締結した国家によって選ばれる独立した個人の専門家により構成される.

- 国連自由権規約 (ICCPR) – 人権委員会
- 国連社会権規約 (CESCR) – 社会権規約 委員会
- 女性差別撤廃条約 (CEDAW)― 女性差別禁止条約委員会
- 拷問等禁止条約 (CAT) – 拷問等禁止条約委員会
- 拷問等禁止条約選択議定書 – 拷問等禁止小委員会SPT
- 子どもの権利条約 (CRC)- 子どもの権利条約委員会
- 人種差別撤廃条約 (CERD)- 人種差別撤廃条約委員会
- 障害者権利条約 (CRPD)- 障害者権利条約委員会
- 全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約 (CMW) – 移住労働者等権利条約委員会
- 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (CED)

強制失踪者等保護条約委員会

障害者権利条約委員会

- 委員は18人任期は4年　再任は1回
- 独立した専門家として働く
- 地域別、法体制の原則別、ジェンダーバランス、障害のある専門家の参加といったことに配慮して選ばれる
- サハラ以南アフリカから2名 、中東及び北アフリカ3名、ラテンアメリカから4名 、ヨーロッパ6名、アジア・パシフィッ3名
- 女性7名　障害のある委員17名

障害者権利条約委員会の活動

- 締約国の報告書を審査し**最終見解**を採択する
- 個人通報を受け取りそれに対する**判断を委員会の意見として出す**（選択議定書）
- 締約国に対し**調査**に入り、条約に対する深刻で組織的な違反があるという信頼できる情報があるときは締約国に行って調査を行う（選択議定書）
- 主要なテーマについての議論（**一般意見についての日程**）
- 一般意見の採択（12条、9条、6条）

報告

-締約国は条約をどのように履行したか（いかに権利が保障されたか）定期的報告書を委員会に出さねばならない

-委員会は、その国における人権状況の実態のバランスのとれた見解を得るために、締約国の報告書を研究するのみならず、他の情報源からの情報（市民社会からの情報）も研究する

-委員会は締約国の代表団と面会し、対話する　質問し回答を得る

-委員会は勧告リストを採択する。最終見解は条約のより良い履行について締約国を指導する

報告の過程要約

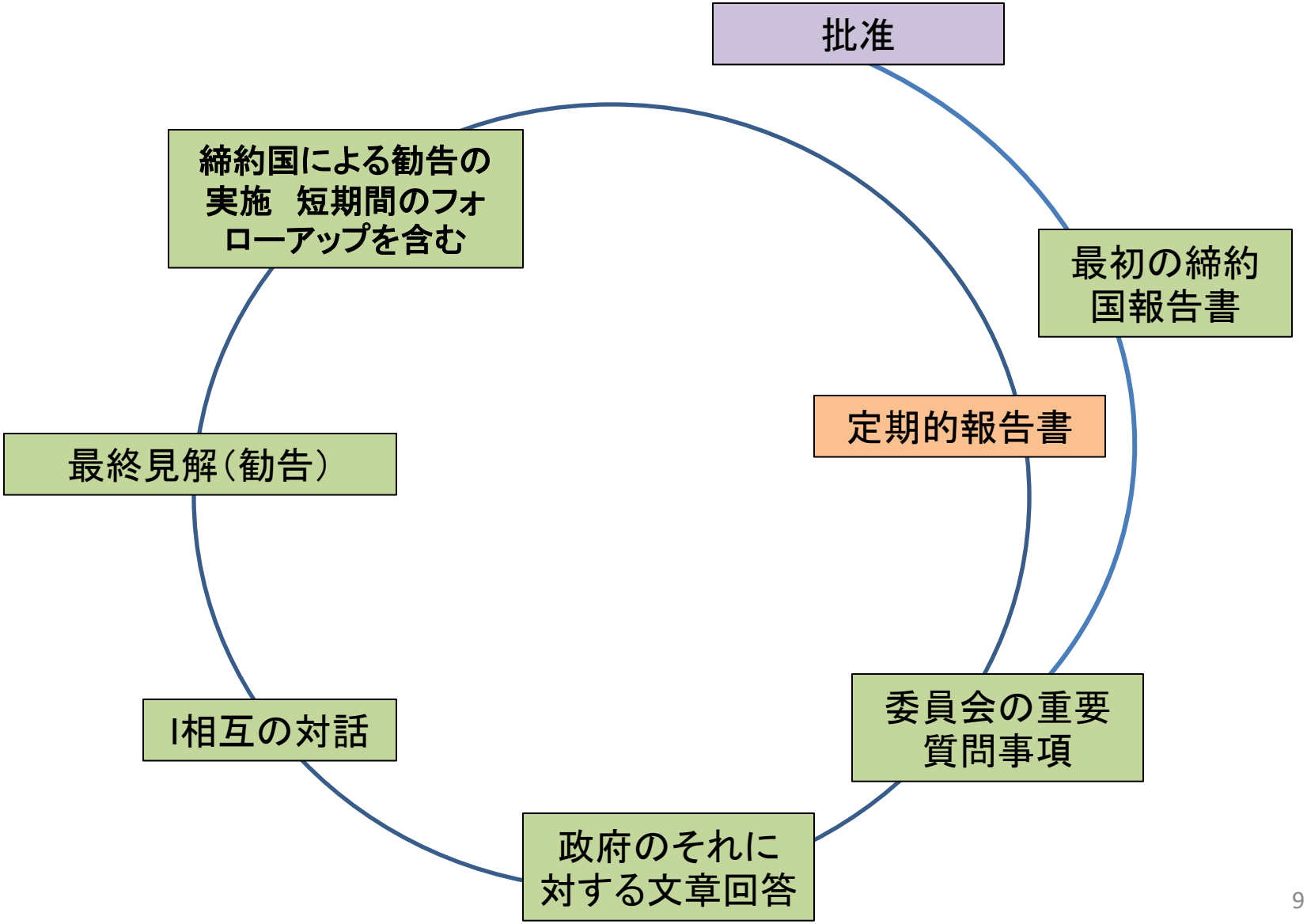
批准
最初の締約国報告書
定期的報告書
委員会の重要質問事項
政府のそれに対する文章回答
I相互の対話
最終見解（勧告）
締約国による勧告の実施　短期間のフォローアップを含む

報告過程における障害者団体の参加の機会
緑が政府　青が障害者団体

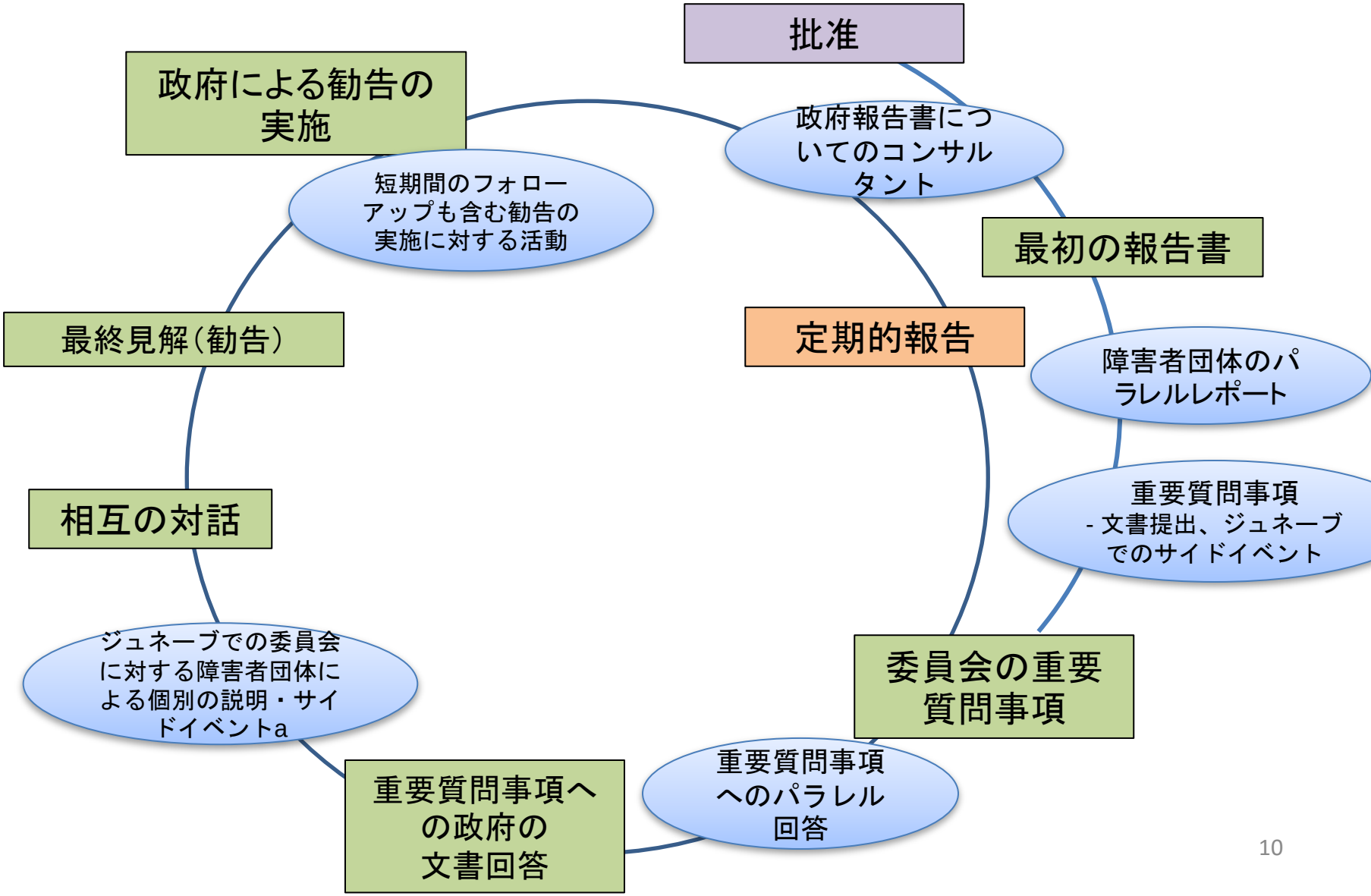

対面しての委員会への説明の機会

- 重要質問事項についてのサイドイベント
- 正式のセッションにおける委員会と政府代表団の対話に先立って、個別に説明する
- 政府と委員会の対話の前のサイドイベント
- 当該国担当の報告者にとの非公式の会合

障害者団体の障害者権利条約委員会への説明

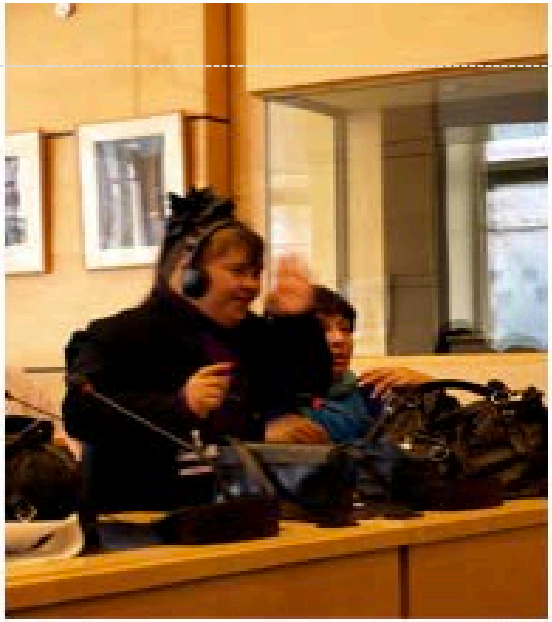

他の委員会での機会

日本の障害者団体が障害者の権利の実施について国際的に主張していくための他の道は？

- 自由権規約 (ICCPR)
- 社会権規約 (CESCR)
- 性差別撤廃条約 (CEDAW)
- 拷問等禁止条約 (CAT)
- 子どもの権利条約 (CRC)
- 人種差別撤廃条約 (CERD)

- 普遍的定期的審査 (UPR)

WNUSP 会員による様々な委員会への説明

障害者権利条約委員会の精神保健に関する最終見解（ペルー）

人の自由と安全（14条）

精神的、知的、あるいはあるとみなされた障害を含む、障害を理由とした自由剥奪を禁止するために、委員会は一般的健康法11条を変えている29737号法を廃止することを締約国に呼びかける

拷問からの自由（15条）

委員会は抗精神病薬を含む強制的な投薬が継続して行われていることと、そしてLarco Herrera病院では適切なリハビリテーションサービスなしで10年以上収容されている人がいるがこうしたLarco Herrera病院のような精神科施設での貧しい物質的条件について一致した数々の報告に懸念を表明する。

委員会は締約国に以下を強く要請する。精神科施設における残虐で、非人道的な品位を汚す処遇または刑罰という容疑に対して即座に捜査に入ること、これらの施設への収容が法を順守しているのかどうか十分に審査すること、同時に障害者が地域に包摂され施設から解放されるために自発的な精神科治療サービスを確立すること

拷問等禁止条約委員会の精神保健ケアに関しての最終見解（日本）

委員会は締約国に対して以下を確保するよう要請する

a.　非自発的治療と収容に対して効果的な司法的なコントロールを確立すること、同様に効果的な不服申立てのメカニズムを確立すること

b.　外来と地域でのサービスを開発し収容されている患者数を減らすこと

c.　精神医療および社会的ケア施設を含む自由の剥奪が行われるすべての場において、効果的な法的なセーフガードが守られること

d.　効果的な不服申立ての機関へのアクセスを強化すること

e.　身体拘束と独居拘禁が避けられ、あるいはコントロールのためのすべての代替手段がつきた時に、最後の手段として可能な限り最小限の期間、厳しい医療的監督下でいかなるこうした行為も適切に記録された上で、適用されること

f.　こうした拘束的な方法が過剰に使用され患者を傷つける結果をもたらした場合には、効果的で公平な調査が行われること

g.　被害者に対して救済と賠償が提供されること

h.　独立した監視機関がすべての精神医療施設に対して定期的訪問を行うことを確保すること

- **拷問等禁止条約委員会モザンビークへの最終見解**
- **精神科病院の実態**
- 17　委員会はモザンビークでの精神保健サービスについての対話の際に提供された情報を考慮した。しかしながら、委員会は精神科施設で非自発的治療のもとにおかれた人実態と法的セーフガードについての情報が少ししか提供されなかったことを遺憾に思う。これらの点について、精神科病院への非自発的入院について統計的に記録されていないという代表団の説明に懸念を表明する（16条）
- 不自発的処遇治療のもとにある人が不服申立てメカニズムにアクセスできることを確保するすべての必要な措置を締約国が取ることを委員会は勧告する。締約国は精神保健ケアに強制的に収容されているすべてのケースは適切にそして義務として登録されることを確保しなければならない。委員会は精神科病院における人々の実態についての情報提供を締約国に求める

2013年社会権規約委員会　最終見解　ノルウェー

- 委員会は精神障害者に対する精神保健体制において強制医療と拘禁が高い頻度で行われていること、同様に強制医療の適用を統制する法的枠組みが不適切であることに懸念を表明する（12条）

- 委員会は締約国に対して精神科施設での治療の場合精神障害者の人権が完全に尊重されることを確保することを求める。それには当事者あるいは彼または彼女の法的代理人の自由な説明された遠いに基づいて治療が行われることを確保すること通して人権尊重することも含まれる。強制の使用に対して適切な法的保護を精神障害者に確保するために、締約国はより厳しい手続きを求める精神保健法改正を行うよう求める。また、委員会は締約国に対し、締約国が身体拘束と抗精神病薬や電気けいれん療法（ECT）といった侵襲的で非可逆的な治療の強制廃止を法の中に含めることを要請する。さらに委員会は締約国に対して、精神障害者に対して、ピアサポートや他の医学モデルのオールタナティブをふくむ、地域に基盤を置くサービスの数を増やし、必要な財源および人的資源をこれらのサービスが有効に機能するよう分配することを求める

障害者権利条約対他の条約体

拘禁

障害者権利条約委員会ー障害を根拠とした拘禁の廃止

他の条約体ー拘禁に対するセーフガードの提供 –不服申立て機構に対するアクセス、弁護士へのアクセス、拘禁に対する定期的審査、拘禁の登録などなど

強制医療

障害者権利条約委員会ー強制医療廃止

他の条約体ー最後の手段としてのみ、セーフガード提供、登録、不服申立て機構

参考資料以下

http://www.jngmdp.org/wp-content/uploads/43fc1894ae0bbb9ef46c83cf658b78682.doc

http://www.jngmdp.org/wp-content/uploads/a1c48349b03e536cfbc68b43311cfd0a.doc

国連拷問等禁止条約特別報告官

www.ohchr.org/EN/Issues/Torture/SRTorture/Pages/SRTortureIndex.aspx

特別報告官（個人によって引き継がれている　現特別報告官はヨハン・Eメンデス）Special Procedures Mandate (fulfilled by successive individuals- current rapporteur- Juan E Mendez)

1) 締約国に、拷問の危機にある個人からの報告に基づいて緊急の要請を締約国に行う;
2) 国家訪問により事実の発見を行う　そして
3) 活動の年次報告を人権理事会に提出する

国別および主要な報告書Country and thematic reports

- 2008年7月－拷問と障害 (A/63/175)
- 2013年2月Feb 2013- 保健分野における拷問報告書 (A/HRC/22/53)
- 2013年　被拘禁者の最低規則改定に関しての報告書 (A/68/295)

訳注　これらの文書の一部邦訳は全国「精神病」者集団サイトに掲載中

http://www.jngmdp.org/%e5%9b%bd%e9%80%a3%e4%ba%ba%e6%a8%a9%e3%83%a1%e3%82%ab%e3%83%8b%e3%82%ba%e3%83%a0/1968

障害者団体へのポイント

- 国内および国際レベルでの障害者権利条約のリーダーであるべし
- 障害者権利条約委員会の法体系に精通すること：

  最終見解、個人通報への見解、一般的意見（すでに出されているなら）
- 拷問等禁止条約特別報告官のような支援的な専門家の仕事に精通すること
- 障害者の権利について問題提起し、障害者権利条約の基準を提起するために、他の人権メカニズムやフォーラム（他の主要な条約体、普遍的定期審査、地域の人権メカニズムなど）への参加の機会を逃さないこと
- 他の利害関係者との連携（障害者団体、主流の非政府組織、大学などなど）
- 好事例、革新、パイロットプロジェクトの増進

追加情報　すべての英文

IDA Disability Rights Bulletin- monthly newsletter

www.internationaldisabilityalliance.org

IDA Human Rights Publication Series- annual thematic journal

http://www.internationaldisabilityalliance.org/en/idas-human-rights-publication-series

IDA position papers and statements

www.internationaldisabilityalliance.org/en/ida-position-papers-and-statements

IDA compilation of CRPD Committee Concluding Observations & Lists of Issues

www.internationaldisabilityalliance.org/en/compilations-made-ida

CRPD Committee case summaries

www.internationaldisabilityalliance.org/en/crpd-committee-views-communications

Live & archived webcasting of treaty body reviews www.treatybodywebcast.org

OHCHR Training Package on the CRPD – www.ohchr.org/EN/Issues/Disability/Pages/TrainingmaterialCRPDConvention_OptionalProtocol.aspx

vlee@ida-secretariat.org